

Ⅲ 自立活動

障がいの捉え方と自立活動

解説自立活動編
P12～

○障がい捉え方と自立活動とのかかわり
 ICF（国際生活機能分類）では、人間の生活機能は「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の三つの要素で構成されており、それらの生活機能に支障がある状態を「障がい」と捉えている。そして、生活機能と障がいの状態は、健康状態や環境因子等と相互に影響し合うものとされ、構成要素間の相互関係については図1のように示されている。

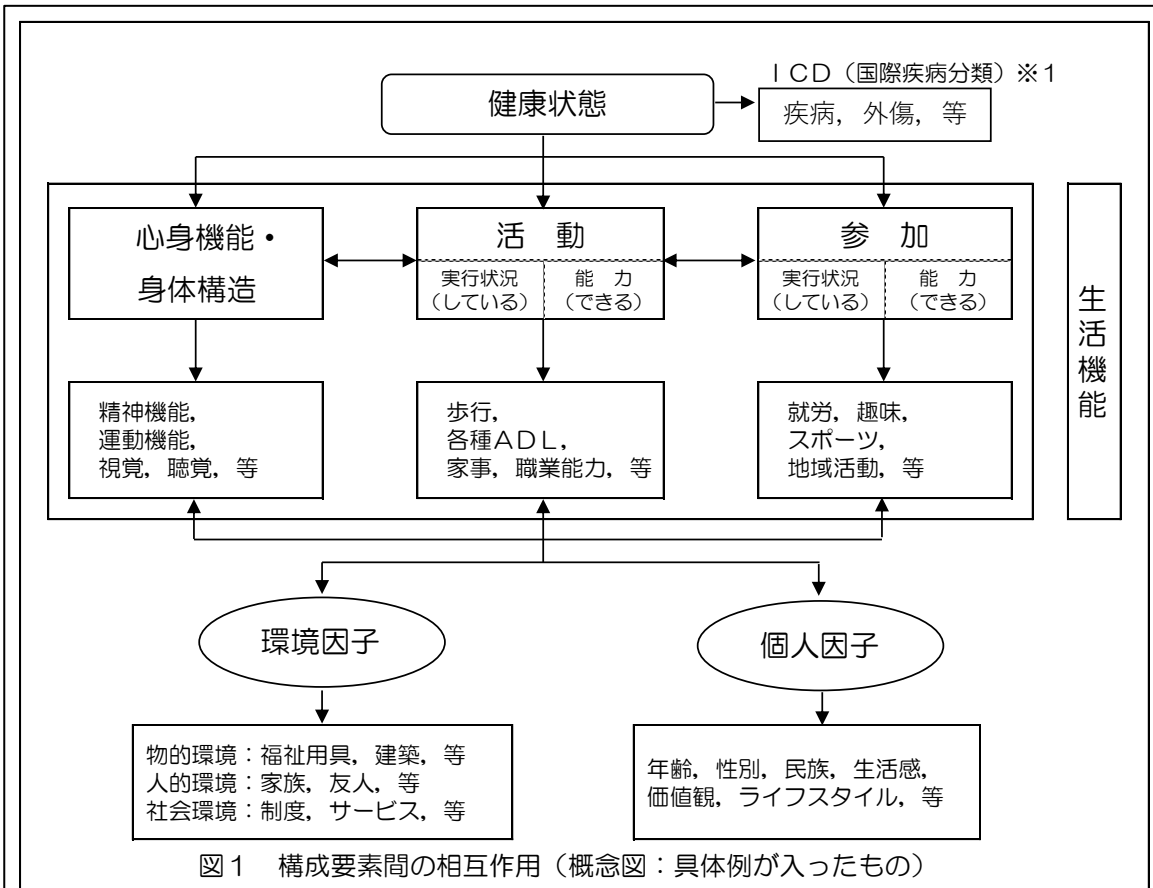


図1 構成要素間の相互作用（概念図：具体例が入ったもの）

（出典）厚生労働省大臣官房総計情報部編「生活機能分類の活用に向けて」

※1 ICD（国際疾病分類）は、疾病や外傷等について国際的に記録や比較を行うためにWHO（世界保健機関）が作成したものである。ICDが病気や外傷を詳しく分類するものであるのに対し、ICFはそうした病気等の状態にある人の精神機能や運動機能、歩行や家事等の活動、就労や趣味等への参加の状態を環境因子等のかかわりにおいて把握するものである。

自立活動が指導の対象とする「障がいによる学習上又は生活上の困難」は、ICF（国際生活機能分類）との関連で捉えることが必要である。

合理的配慮と自立活動のかかわり

解説自立活動編

P16～

○合理的配慮と自立活動のかかわり

学校教育における自立活動と合理的配慮の関係は、次の二つの関連で捉える必要がある。

- (1) 一つ目は、自立活動としては、障がいによる学習上の幼児児童生徒が困難な状況を認識し、それを改善・克服するための知識、技能、態度及び習慣を身に付けるとともに自己が活動しやすいように主体的に環境や状況を整える態度を養うことが大切という視点から、「指導する」という視点であること。
- (2) 二つ目は、学校における合理的配慮は、障がいのある個々の子供に対して学校が行う必要かつ適当な変更・調整という「配慮である」という視点であること。

★ポイント★

○障害者基本法

「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。」

○障害者差別解消法

- ・障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止
- ・合理的な配慮の提供

合理的配慮とは

障がいのある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は、過度の負担を課さないもの。

《解説自立活動編》

→P16

→共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）

（具体例）

弱視の児童に拡大したプリントを用意することはこの児童に対する合理的配慮であると言える。一方、この児童の学習上の困難を主体的に改善・克服できるよう弱視レンズ等を活用するために、知識、技能、態度及び習慣を養うことを目的に指導するのが自立活動である。

両者は、きめ細かな実態把握が必要であること、個に応じたものなど共通点もありますが、その目的は異なっていることに留意が必要である。

こうしたことから、今後の自立活動の指導においては、指導内容と合理的配慮との関連性についても十分考慮することがこれまで以上に求められている。

今回の改訂の要点

解説自立活動編
P17～

- 1 自立活動の6区分のうち、「1 健康の保持」に新たに1項目追加するとともに2項目について改善を図られた。（※6区分26項目が、6区分27項目となった）
- 2 個別の指導計画の作成と内容の取扱い等に関する手続きを整理する際の配慮事項を充実して示された。
- 3 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の解説において自立活動の具体的な指導内容を設定するまでの例を充実して示された。

1 自立活動の内容は、6区分27項目に分類・整理されています

1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4) 障がいの特性の理解と生活環境の調整に関すること。(新設) (5) 健康状態の維持・改善に関すること。
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関すること。 (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。 (3) 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。 (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。 (4) 集団への参加の基礎に関すること。
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関すること。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4) 身体の移動能力に関すること。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。
6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2) 言語の受容と表出に関すること。 (3) 言語の形成と活用に関すること。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

内容の詳細は、解説自立活動編 P50～102 参照

2 個別の指導計画の作成と内容の取扱いの改訂点

〔解説自立活動編〕

○個別の実態把握から指導目標（ねらい）や具体的な指導内容の設定までの手続きの中に、「指導すべき課題」を明確にすることを加え、手続きの各過程を整理する際の配慮事項が示された。

→P19

→P108

自立活動の指導計画を作成する上で、最も重要なのが実態把握から指導目標を設定するまでのプロセスである。学習指導要領には、教科のように目標の系統性は示されていない。そのため、子ども一人一人の自立活動の継続性を確保するには個別の指導計画を確実に引き継いでいく必要があります。指導計画の作成の手順の中に、実態把握から指導目標設定をする過程において、指導すべき課題を整理する手続きを導入し、指導目標（ねらい）を設定するに至る判断の根拠を記述して残すことが大切になる。

○個々の児童又は生徒に対し、自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げることが新たに示された。

→P116

児童生徒が指導目標を自覚し、改善・克服するための方法等について、自ら選んだり、ものごとを決定して実行したりすることは、学びを深め、確実な習得を図ることにつながることもなる。

○個々の児童又は生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げることが新たに示された。

→P117

障がいのある幼児児童生徒が自立し社会参加するためには、各教科等で学ぶ知識や技能の他に、この自立活動で学ぶ障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を身に付けていく必要がある。こうした困難に対応する力を主体的に学ぶのが自立活動である。

○重複障がい者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を、個々の児童又は生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導が展開できるようにするものとする。その際、個々の児童又は生徒の人間として調和のとれた育成を目指すように努めるものとする。

→P122

追記部分

○自立活動の指導の成果が進学先等でも生かされるように、個別の教育支援計画等を活用して関係機関等との連携を図ることが新たに示された。

→P125

個別の教育支援計画等により、本人、保護者を含め、専門の医師その他の専門家等との連携協力を図り、当該幼児児童生徒についての教育的ニーズや長期的展望に立った指導や支援の方針や方向性等を整理し、学校が自立活動の指導計画の作成に活用していくことが重要である。一方、卒業後に進学先や就労先等において、自立活動の指導の成果が進路先での支援に生かされるようにするためにも、個別の教育支援計画等を十分活用して情報を引き継ぐことが重要であることから、新設された。

自立活動の意義

解説自立活動編

P21～

自立活動とは

特別支援学校の教育課程に設けられた、個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導領域である。

小中学校等の教育は、幼児児童生徒の生活年齢に即して系統的、段階的に進めることで、人間として調和のとれた育成が期待されている。しかし、障がいのある幼児児童生徒は、その障がいによって、日常生活や学習場面において様々なつまずきが生じることから、小中学校等の幼児児童生徒と同じように心身の発達段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えない。そこで、個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となる。このため、特別支援学校においては、小中学校と同様の各教科の他に、特に「自立活動」の領域を設定し、その指導を行うことによって、幼児児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指しているのである。

★ポイント★

○自立活動の目標（幼稚部は「ねらい」）

個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

〔解説自立活動編〕

→ P48～49

○特別支援学級や通級による指導における教育課程の編成においても、特別支援学校における自立活動の内容を取り入れる必要がある。

小学校または中学校の特別支援学級や通級による指導においては、児童生徒の障がいの状態等から、小学校または中学校の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当ではない場合がある。このため、学校教育法施行規則第138条及び第140条では特別支援学級や通級指導教室において、「特に必要がある場合には、特別の教育課程によることができる」ことを規定している。

新学習指導要領では、特別支援学級においては「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を圆梦するため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。」が新たに示されている。

また、通級による指導では、「特別支援学校小学部・中学部が学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。」と示されている。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努める必要がある。

自立活動の指導の基本

解説自立活動編
P23～

自立活動の指導の特色

個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動である。

個々の幼児児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に即して指導を行うことが基本であるため、自立活動の指導に当たっては、個々の幼児児童生徒の的確な実態把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、個別に指導目標（ねらい）や具体的な指導内容を定めた個別の指導計画が作成されることが必要である。

○自立活動の内容とその取り扱いについて

〔解説自立活動編〕

ア 学習指導要領等に示す自立活動の内容

→ P24～

「自立活動」 個々の幼児児童生徒の実態に応じて必要な項目を選定して取り扱う
「各教科等」 すべての幼児児童生徒に対して確実に指導しなければならない内容

イ 自立活動の内容の考え方

内容の詳細は

→ P50～

自立活動の「内容」は、

- ・人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を抽出し、それらの中から代表的な要素を「項目」として示したもの。

ウ 具体的な指導内容

→ P25～

具体的な指導内容を設定するにあたって…

- ・個々の幼児児童生徒の実態を踏まえた指導目標を達成するために、必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定する。
- ・自立活動の内容は大綱的に示してあることから、具体的な指導内容をイメージしにくい。そこで、指導者は示された内容を参考として、個々の幼児児童生徒の実態を踏まえて設定を工夫する。
- ・六つの区分の下に示された27項目の中から必要とする項目を選定した上で、それらを相互に関連付けて設定する。
- ・具体的な指導内容を考える際には、幼児児童生徒の実態を踏まえて、自立活動の様々な項目を関連付ける。

エ 実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例

○手順

- (1) 実態把握及び指導すべき課題の整理
- (2) 指導目標（ねらい）の設定
- (3) 必要な項目の選定
- (4) 具体的な指導内容の設定
- (5) 評価
- (6) 各教科、道徳科等との関連及び計画的な指導

〔解説自立活動編〕

→P28～31（概要）

→ P106～

→ P108～

→ P109～

→ P111～

→ P118～

→ P119～

重点1 実態把握を行い「指導すべき課題」を整理する

【実態把握の項目の例】

- | | |
|--|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 病気の有無や状態 | <input type="checkbox"/> 生育歴 |
| <input type="checkbox"/> 基本的な生活習慣 | <input type="checkbox"/> 人やものとのかかわり |
| <input type="checkbox"/> 心理的な安定の状態 | <input type="checkbox"/> コミュニケーションの状態 |
| <input type="checkbox"/> 対人関係や社会性の発達 | <input type="checkbox"/> 興味・関心 |
| <input type="checkbox"/> 進路 | <input type="checkbox"/> 家庭や地域の環境等 |
| <input type="checkbox"/> 障がいの理解に関すること | <input type="checkbox"/> 学習上の配慮事項や学力 |
| <input type="checkbox"/> 身体機能（視機能、聴覚機能、知的発達や身体発育の状態） | |
| <input type="checkbox"/> 特別な施設・設備や補助具（機器等）の必要性 | |

実態把握が自立活動の指導計画作成の基盤です。困難なことのみを観点にするのではなく、長所や得意なことも把握することが大切である。

→ P106～

重点2 指導目標（ねらい）を設定する

- 実態把握に基づき指導すべき課題相互の関連を検討している
- 指導目標の設定と目標達成に必要な項目の選定をしている

現在の姿のみにとらわれることなく、長期的・短期的な観点から指導目標を設定することが大切である。

→ P108～

重点3 具体的な指導内容を設定する

具体的な指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。

- 主体的に取り組む指導内容
- 改善・克服の意欲を喚起する指導内容
- 発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容
- 自ら環境を整える指導内容
（幼稚部は、自ら環境と関わり合う指導内容）
- 自己選択・自己決定を促す指導内容
- 自立活動を学ぶことの意義について考えさせるような指導内容

配慮事項です。

解説P111～118をご覧ください。

→ P111～

→ P113～

→ P114～

→ P115～

→ P116～

→ P117～

○下の図を踏まえた例示と解説について

⇒ 解説自立活動編に 13 の例が具体的に示されている。

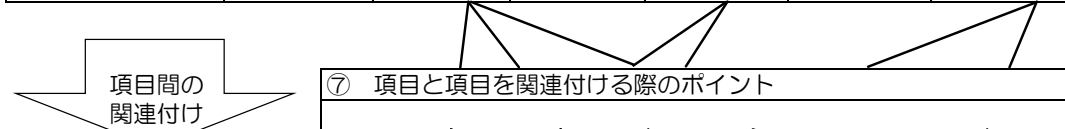
学年・学部	
障がいの種類・程度や状態等	
事例の概要	

実態把握	① 障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集												
	②-1 収集した情報(①)を自立活動の区分に即して整理する段階 <table border="1"> <tr> <td>健康の保持</td> <td>心理的な安定</td> <td>人間関係の形成</td> <td>環境の把握</td> <td>身体の動き</td> <td>コミュニケーション</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション						
	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション							
②-2 収集した情報(①)を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理する段階													
②-3 収集した情報(①)を〇〇年後の姿の観点から整理する段階													

指導すべき課題の整理	③ ①をもとに、②-1、②-2、②-3で整理した情報から課題を抽出する段階
	④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階

⑤ ④に基づき設定した指導目標(ねらい)を記す段階 課題同士の関係を整理する中で今指導すべき指導目標として
--

⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する段階	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
指導目標(ねらい)を達成するために必要な項目の選定						



⑧ 具体的な指導内容を設定する段階	ア	イ	ウ	...
選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定				

実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例(流れ図)
 (特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編(幼稚園・小学部・中学部)平成30年3月より)

○評価を通して、計画や指導の改善を図る

児童又は生徒の学習状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。

指導と評価と一体

多面的な判断（外部の専門家や保護者等との連携）

自己評価も大切

自分を見つめ直すきっかけとなり、その後の学習への意欲や発達を促す

〔解説自立活動編〕

→P118

○自立活動の指導は学校の教育活動全体を通じて行う

各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導と密接な関連を保つようにし、計画的、組織的に指導が行われるようにすること。

→P119

他領域・教科等との関連

○指導方法の創意工夫について

個々の児童又は生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫し、意欲的な活動を促すようにするものとする。

→P120

特定の方法をすべての児童生徒に機械的に当てはめるのではなく、個々の幼児児童生徒の実態に適合した方法を創意工夫することが必要です。

幼児児童生徒が興味や関心をもって主体的に取り組み、成就感を味わうことのできるような指導方法を工夫することが大切です。

○自立活動を主とした指導について

「重複障がい者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を、個々の幼児児童又は生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導が展開できるようにするものとする。その際、個々の幼児児童又は生徒の人間として調和のとれた育成を目指すように努めるものとする。」

→P122

全人的な発達を促すとは・・・

個々の幼児児童生徒の発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって遅れている側面の発達を促すようにしたりして、全人的な発達を促進することを意味している。

自立活動の指導の結果を評価する際には・・・

各教科等を自立活動に替えることとなった理由との関連に着目しながら、再度、各教科等の目標及び内容の取扱いについての検証に努めることが大切である。

○教師の協力体制・専門の医師等との連携協力

- ・自立活動の指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようにする。
- ・幼児児童又は生徒の障がいの状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにする。

→P123～

→P123

→P124

○個別の教育支援計画等の活用について

自立活動の指導の成果が進学先等でも生かされるよう、個別の教育支援計画等を活用して関係機関等との連携を図ること。

→P125～

○新たな学習上又は生活上の困難が生じたり、困難さの状況が変化したりする場合に備えて・・・

個別の教育支援計画等により、本人、保護者を含め、専門の医師及びその他の専門家等との連携協力を図り、当該幼児児童生徒についての教育的ニーズや長期的展望に立った指導や支援の方針や方向性等を整理し、学校が自立活動の指導計画の作成に活用していくことが重要である。

○卒業後、進学先や就労先等において・・・

例えば、生徒の感覚や認知の特性への対応など、自立活動の指導の成果が進路先での支援に生かされるようにするためにも、個別の教育支援計画等を十分活用して情報を引き継ぐことが必要である。

関係機関との連携を図るための個別の教育支援計画と、教育課程に基づく教育計画である個別の指導計画との関係を整理しておく。

「個別の教育支援計画」を作成する根拠（解説自立活動編 P125）

学習指導要領等の総則において、家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関が緊密な連携を図り、長期的な視点で幼児児童生徒への教育的支援を行うため「個別の教育支援計画」を作成することを示している

- ・ 幼稚園教育要領第1章第6の3
- ・ 小学部・中学部学習指導要領第1章第5節の1の(5)
- ・ 幼稚園教育要領第1章総則の第5の1
- ・ 小学校学習指導要領第1章総則第4の2の(1)の工
- ・ 中学校学習指導要領第1章総則第4の2の(1)の工

「自立活動の個別の指導計画の作成と内容の取扱い」詳細は、解説自立活動編 P103～126

自立活動の内容

解説自立活動編
P50～102

自立活動の6区分

1 健康の保持

生命を維持し、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善を身体的な側面を中心として図る観点から内容を示している

2 心理的な安定

自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する意欲の向上を図り、自己のよさに気付く観点から内容を示している

3 人間関係の形成

自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う観点から内容を示している

4 環境の把握

感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手掛かりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断し、行動できるようにする観点から内容を示している

5 身体の動き

日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする観点から内容を示している

6 コミュニケーション

場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにする観点から内容を示している

詳細な解説と具体例については、解説自立活動編を参照ください。

- | | | |
|----------------|-----------------|--------------------|
| 1 健康の保持 (P51～) | 2 心理的な安定 (P60～) | 3 人間関係の形成 (P67～) |
| 4 環境の把握 (P72～) | 5 身体の動き (P83～) | 6 コミュニケーション (P92～) |

○「具体的指導内容例と留意点」「他の項目との関連例」

	項 目	具体的指導内容例と留意点	他の項目との関連例
1 健康の保持	(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関する事	重度で重複、視覚障がい、自閉症、ADHD	重度で重複
	(2)病気の状態の理解と生活管理に関する事	糖尿病、二分脊椎、進行性疾患、うつ病、口蓋裂、てんかん、小児がんの経験	<u>てんかん</u>
	(3)身体各部の状態の理解と養護に関する事	視覚障がい、聴覚障がい、下肢切断によって義肢	筋ジストロフィー
	(4)障がいの特性の理解と生活環境の調整に関する事	吃音、自閉症、LD、ADHD	視野の障がい、聴覚障がい
	(5)健康状態の維持・改善に関する事	重度で重複、医療的ケアが必要、知的障がいや自閉症	<u>心臓疾患</u>
2 心理的な安定	(1)情緒の安定に関する事	白血病、自閉症、ADHD、LD、障がいが重度で重複	<u>心身症</u>
	(2)状況の理解と変化への対応に関する事	視覚障がい、選択制かん黙、自閉症	視覚障がい、自閉症
	(3)障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事	筋ジストロフィー、肢体不自由、LD、心理的な安定困難	聴覚障がい、吃音、知的障がい、LD
3 人間関係の形成	(1)他者とのかかわりの基礎に関する事	重度の障がい、自閉症	<u>視覚障がい</u>
	(2)他者の意図や感情の理解に関する事	自閉症、視覚障がい	聴覚障がい、白血病
	(3)自己の理解と行動の調整に関する事	知的障がい、肢体不自由、ADHD	<u>自閉症</u>
	(4)集団への参加の基礎に関する事	視覚障がい、聴覚障がい、LD	<u>ADHD</u>
4 環境の把握	(1)保有する感覚の活用に関する事	視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、重度で重複	<u>重度で重複</u>
	(2)感覚や認知の特性への対応に関する事	視覚障がい、自閉症、ADHD	脳性まひ、ぎこちない動き
	(3)感覚の補助及び代行手段の活用に関する事	視覚障がい、聴覚障がい、自閉症	<u>弱視</u>
	(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。	視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、LD	聴覚障がい、肢体不自由
	(5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事	視覚障がい、肢体不自由、知的障がい、自閉症、ADHD、LD	聴覚障がい、肢体不自由
5 身体の動き	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事	肢体不自由、筋ジストロフィー、視覚障がい	<u>ADHD</u>
	(2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事	<u>補助用具を必要とする場合</u>	<u>重度で重複</u>
	(3)日常生活に必要な基本動作に関する事	<u>運動・動作が極めて困難</u>	知的障がい、LD
	(4)身体の移動能力に関する事	視覚障がい、筋力が弱い、心臓疾患、運動・動作が極めて困難	<u>肢体不自由</u>
	(5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事	肢体不自由、ADHD	自閉症、知的障がい
6 コミュニケーション	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関する事	重度で重複、聴覚障がい、言語発達に遅れ、知的障がい	知的障がい、知的と自閉症
	(2)言語の受容と表出に関する事	脳性まひ、聴覚障がい、構音障がい	自閉症、ADHD
	(3)言語の形成と活用に関する事	重度、聴覚障がい、言語発達に遅れ、視覚障がい、LD	<u>言語発達に遅れ</u>
	(4)コミュニケーション手段の選択と活用に関する事	音声言語の表出困難、視覚障がい、弱視、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、進行性の病気、自閉症、LD	<u>聴覚障がい</u>
	(5)状況に応じたコミュニケーションに関する事	視覚障がい、LD、自閉症	選択性かん黙、入院中である、自閉症

実態把握から具体的な指導内容を
を設定するまでの例示

解説自立活動編

P32～

P128～

障がいの種類・程度や状態等		事例の概要	解説 自立活動編
肢体不自由と 重度の知的障がい	脳性まひ	他者との関わりの基礎を高めることを中心とした指導事例	P32
聴覚障がい	重度で補聴器を使用	卒業後、職場で的確に意思疎通を図る方法を身に付け、会話への意欲を喚起するための指導	P36
視覚障がい	視力の程度は両眼とも光覚である。	学校近辺の安全な道路における白杖を用いた歩行指導	P128
聴覚障がい	重度で人工内耳を装用	人工内耳を手術した幼児に対し、やり取りをする力をはぐくむための指導	P132
知的障がい	言葉による意思疎通が困難 日常生活面など一部支援が必要	学習場面の中で落ち着いて順番を待ったり、ルールを守ったりすること等の社会性の獲得を目指した指導	P136
肢体不自由	高等学校に準ずる各教科を学習し、移動は電動車椅子と自走用車椅子を併用している。	障がい者用トイレでの一連の動作等を円滑に行い、一人で排泄を済ませることを目指した指導事例	P140
病弱	学校生活への不適応により不登校となる。心身症による身体症状が見られるため、入院して特別支援学校（病弱）に転校	自己理解を深め、自尊感情を高めることを目指した指導	P144
言語障がい	吃音	吃音への不安等を抱える児童に対し、吃音について知り、不安等を軽減することを意図した指導	P148
自閉症、 知的障がい	言葉でのやり取りはできるが、他者の意図や感情の理解に困難さがみられる。	他者とのコミュニケーションを苦手としている生徒に、やり取りの仕方を指導した事例	P152
学習障がい	読み書き障がい	学習上の困難を改善・克服するための方法を知り、その方法に習熟し使えるようにするための指導	P156
注意欠陥多動性障がい	衝動性等により学級のルール等を守ることが苦手である。	集団の中における感情や行動を自分でコントロールする力を高めるための指導	P160
高機能自閉症	知的発達に遅れはなく、他者の意図や感情の理解が苦手である。	人との関わりへの自信と意欲を取り戻し、コミュニケーションの力を高める指導	P164
盲ろう	知的障がいを併せ有する盲ろう	身振りサインなどを用いて教師とやり取りができるようにするための指導	P168